新型コロナウイルス感染症拡大抑制対応マニュアルを作成

新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた議員対応マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症に関する情報を的確に把握し、議員相互の情報共有を的確に行いながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束するまでの間、議員の活動、議会運営に係る対応について定めています。

新型コロナウイルス感染症に関する 議会運営マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、市議会議員等が感染し、又は感染の疑いがある事象が発生した場合においても円滑に議会運営が諮れるようあらかじめ基本事項を定めています。

議会基本条例について

議会基本条例とは

小郡市議会では、市民の負託に応える活発な活動を展開するため、平成22年第1回(3月)定例会において小郡市議会基本条例を制定しました。

二元代表制のもとに、小郡市の代表機関としてその役割を自覚し、意思決定機関及び行政の 監視機関としての機能を十分に発揮していくためにこの条例を作成しています。主に、議会・ 議員の活動原則、市民参加及び市民との連携、議会と市長の関係、自由討議による合意形成等 について定めているものです。

議会基本条例の検証

小郡市議会においては、基本条例第17条の(研修及び検証)の中で、この条例の目的が達成されているかどうかを、年に1回、議会運営委員会において検証することを規定しています。令和2年度の検証においては、コロナ禍における市民意見の聴取のあり方やオンラインの活用などICT化に向けた意見が目立ちました。今後は議会活性化を更に進めていくために、条例の見直しも検討していきます。





こちらを読み込んでいただきますと、 議会基本条例(説明有)をご覧いただけます。